

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	奈良勝司『明治維新をとらえ直す 一非「国民」的アプローチから再考する変革の姿一』
Author(s)	岡本, 明
Citation	史学研究 , 311 : 63 - 75
Issue Date	2022-03-25
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055722">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055722</a>
Right	
Relation	



## 奈良勝司 『明治維新をとらえ直す』

—非「国民」的アプローチから再考する変革の姿—

岡 本 明

本書は、力作『明治維新と世界認識体系—幕末の徳川政権—信義と征夷のあいだ』（有志舎、二〇一〇年）にさらに思索を重ねた産物である。抽象力と実証性とはこの著で一層、高められた感がある。著者はこの著で、明治国家の思想的淵源を近世社会の儒学的な「日本」世界の中心思考に求めた。それは本書でも立脚点となり、国民史観的な維新像や、覇権国家のシステムに「不可避的に適応していった半周縁存在としての幕末・明治日本」という〈世界システム論〉の思考パターン、すなわち、「明治維新は、当時としては植民地化を回避するために否応なく取らざるを得なかった国家統一の要請に基づく」との不可避論からの解放を意味する。

本書刊行と前後して、片山杜秀『五箇条の誓文』で解く日本史（NHK出版新書、二〇一八年）が水戸学の会沢正志斎に維新思想の源泉を見出し、尊攘思想が五箇条の誓文（方

便としての開国）の背後で生き残り、大アジア主義や大東亜共栄圏への繋がりを指摘した。奈良氏は、昭和期大アジア主義の継続性について、「幕末攘夷論そのものは放擲したが、その底にある神国思想・自国本位の発想は昭和十年代まで不変であった」とする点で、片山氏と共通の近現代史像を抱くと言えよう。

すでに本書には、町田明広氏（『日本史研究』六八五号、二〇一九年）と、今井直樹氏（『明治維新史研究』第八号、二〇二一年）の書評が出ており、前評は「明治六年の政変」理由の別解を提示し、後評は近世社会での権力分散を否定し、藩領主への権力機能の集中、藩から県への行政機構への円滑な移行を示唆した。評者は前者への書評で、幕末・昌平黌門下から出て奉行職・目付が開国条約締結に見せた開明性の丹念な摘出に賛辞を呈したが、他面で著者の欧米列強の条約観

を理想主義と指摘した。<sup>(4)</sup>本書のそれへの反応を問い直すことも、執筆の動機となった。

目次を次に掲げる。序・終章を別にしても全六章と多いため、一〜三と四〜六章で分け、各々の要約・問題点の抽出をおこない、最後に全体的評価を試みた。

序 章 時代劇の世界はなぜ行き詰まってしまったのか？

全六節、一—二八頁

第一章 日本列島にとって近世社会は何だったのか—その構造と特質、全五節、二九—八二頁

第二章 ロシア問題と近代の胎動—一九世紀前半の情景—

全四節、八三—一六頁

第三章 幕末政局と条約派 全七節、一一七—一六七頁

第四章 江戸幕閣と東国公議論 全四節、一七一—二一五

頁

第五章 「倒幕派」にとっての公議 全四節、二二七—

二四八頁

第六章 国力底上げと一致の希求—明治以後の展開—全五

節、二五一—三〇二頁

終 章 列島地域の「武威」—世界と明治維新—全六節、

三〇四—三三六頁

序章は最終結論を先取りするところがあるため、結びで言及したい。また、終章は本章を要約・敷衍した上での積極的主張と読めるが、敢えて本章評に加えた点を寛恕願いたい。

(項題はある節とない節があり、必要に応じ示す)。

## 章別要約と分析

第1章 第1節「従来の江戸時代イメージ」(三二—三三頁、項なし)では、世界(ヨーロッパ史)共通の封建制の中でも江戸幕藩体制が、参勤交代に象徴される稀にみる苛酷な支配を実現したとする講座派マルクス主義や、建国史観的イメージを維新の群像に植え付けてきたマスメディア批判から始める(終章1 明治維新をどうとらえ直すべきか で再論)。

これは枕詞的部分にあたり、本格的には、第2節「東アジアの普遍的傾向」の(1)中華と小中華で、中国の華夷思想が、小中華思想を日本・朝鮮にも誕生させ、この秩序感覚が「西洋近代の人種平等性」や「国家対等性」とは別物であり、朝貢関係の傍ら、緩やかな近隣関係を保ってきたとする(三五—三六頁)。これが中華圏思想を分有した日本像である。

第2節「東アジアの普遍的傾向」(三三—四八頁)でも、一六—一七世紀初期、意図を異にするスペイン、オランダの対日政策への徳川幕府の初期対応の別を描き、十九世紀前半から中葉にかけてのロシア、フランスについても対日政策の具体像に言及している。この点は前著からの進境が伺える。

その(3)日本における華夷思想の位相と、(4)「自己中心と誤解の並存構造」では十八・十九世紀を通して、自ら「日本こそ中華」とする思考の浸透が、朝鮮通信使への京都・方広寺見物のルート化、長崎出島のオランダ商館長への身体検

査・輸出品の価格引き上げにも反映したという(終章第2節)「自己完結」(バランス調整)「武威」の近世世界で再論。

第3節「列島地域の個別的特質」(四八―六三頁)は、(1)武家政権による兵営国家と「武威」で、徳川政権初期の武士集団⇨常備軍そく官僚という日本の独自性を、欧州絶対主義から区別し、十七世紀末迄該当した「兵営国家」という通念で説明する。(2)「綱吉・新井白石の挑戦と挫折」では、この両者が「武威」至上主義から儒教精神による脱却を図ったものの、(3)「徳川吉宗の改革と復古」で、戦国―江戸初期の尚武の精神が復活した。

第4節「先例とバランス」の世界と単一主権の不在(六三―一八〇頁)でいう「単一主権の不在」とは日本のことであるが、著者はそこに、意思決定システムとしての先例化、儀礼化を生み出し、それが幕末にも尾を引いたと見る。(1)外交の「消失」と先例化・儀礼化、六三―六九頁。ここは二君主制論との関係でもポイントとなる。その(2)⇨(4)は、「権力の分散とバランス調整」という項題を鼎型に活用し、武家・村落・為政者と民衆に即して論じる。著者が固有の理解を提示する代わりに、上知令の失敗のように、徳川政権下大名への一方向的ではなく、双方向的な支配―被支配関係を見る藤田覚説を受容している(七八―七九頁)。(5)は項題「公議」という言葉の意味に「公議」という言葉が初めて出るが、(6)「民意の反映と(プロト国民)」とともに、合議制・多数決制を論じる後述の四―3、4に連結する部分である。

第5節「袋」の世界の構造と倫理」(八〇―八二頁、項なし)では、社会倫理のあり方を問い、人が縦に系列化された無数の袋⇨大名領国・村落・家の中の存在として、空間・階層・時間軸で、隣人との和と勤勉・儉約・忍従の徳目が奨められたと述べる(終章2でも再論)。

第二章は、西洋諸列強への日本の対応を論じた部分である。ロシアについては、十九世紀初期のレザノフの来航から問題とされる。第1節「自己完結の世界」の危機」(八五―九二頁)の三項からなる。(1)「ロシア紛争と不都合な隣人」の、ナポレオン期にかかるロシアの動向の素描に続いて、(2)「松平定信による対応策」では、この老中の「大政委任論」による危機への対処であるが、従来、政権の正統性の根拠に必ずしも定着していたわけではない天皇からの大権委任の観念を創出し、これを国策として明文化し、ロシアの通商要求を拒む根拠とした(特に八八頁)。(3)寛政の改革の革新と保守」では、村落での農作業の年循環性が尊重され、政治の世界もそれに対応していたが、時の流れ、積み重ねが意識され、同じ自己完結の世界を強化し、皇国・神国の意識を従来以上に全面に押し出したとする。三項中、特に後の二項が重要で、著者の慧眼は、時間意識の変貌に江戸時代の重要な転換点を見抜く。

第2節「幻想の揺らぎと立て直し」は、1節の具体例を示す。「武威」に基づく「皇国」「神国」意識の強化と矛盾することなく、「避戦」が打払令と撫順策との狭間で採用された(特

(2)「武威ゆえの避戦」、九六頁)。ロシアはいわば日本の近世世界観と政策の起点を据える触媒となった。日本近代初期幕開けに向けてのロシア問題への著者の関心の大きさを示しただけでなく、「日本近代Ⅱペリー来航起源」説に批判的に切り込む(終章3節「ロシア危機と近世世界」再編ウ克服)の模索も再論)。

ロシアの東アジア進出に対しては、英仏共通の警戒心もあり(クリミア戦争の延長)、それを聞いた開明派幕吏の間に、対応の不一致が露呈する。これは、前著で「政治勢力としての昌平黉」の「古賀謹一郎と対露交渉」の記述で既に克明に描かれた。2節の(4)「現場における二つの潮流の対立」と3「通商条約の調印と世界認識の転回」の(1)「代償目付層への規範主義の浸透」で、古賀と川路聖謨の対立として、ロシアに術策を弄する勘定系の「ぶらかし」と、交渉相手との対等性を認める目付・奉行系の「規範主義」の対照を改めて強調している。評者としては、著者が規範主義と評価する外国奉行田辺太一にもロシアへの警戒心のあることを考慮したい。著者の言うように、英仏から日本が対応に注意するよう促されたロシアとの関係が、外交史的に近代への転機となったとすれば、歴史の皮肉というほかない。

第三章は、節の最も多い章であるが、外交の衝に当たる当事者の世界観、先例や儀礼の繰り返しではもはやなく、近代的な意味の外交への転換―「万国対峙」が「自己完結の世界」の限界を超える局面を探ろうとする(一二〇―一二頁)。

第1節「幕末政局の意味」(項なし)、第2節「初期外交構造と展開」と第3節「通商条約の調印と世界認識の転回」では、特に後者の(2)(3)で「ねじれ」の表現を用い、岩瀬忠震ら目付層の現場主導の尽力で、西洋主導の国際秩序に参入の瞬間を迎えたにもかかわらず、井伊直弼の孝明天皇との間の夷狄観の共有という実相を摘出する。第4節「性格規定の重層化と幕末政局」の(1)(2)では、ペリー来航を機に將軍の呼称に潜む排外性が頭を擡げ、反発の中での条約締結結果の幕政の選択肢として、將軍の上洛が、近世合議政治の、調整と全会一致を旨とする問題の先送りとともに、攘夷奉承のポーズである將軍上洛が決められ、天皇(京都)に對する將軍(江戸)の政治的地位の低下を招いた。この転換は政局のあり方を規定することになり、奉勅攘夷派と条約遵守派の線引きが明確にされる(3)二つの潮流)。ここで遵守派は幕府の国家代表性を強く押し出し、生麦事件における薩英戦争への警戒心を透視する(4)小笠原拳兵上京と薩英戦争)。 (3)(4)を通して、京の長州系激派を討つための、未遂に終わった小笠原上京を攘夷派にリークした慶喜は究極の位置づけとして、奉勅攘夷派に分類される(一四七―一五二頁)。

第5節「信義と征夷のあいだ」の(1)(2)(3)で、兩派の相克を克明に跡付けた後、(4)「約款許問題と「文脈」の決定」で、兵庫開港を巡る一会桑と老中阿部正弘らの対立に触れ、最終的に慶喜は開港約款獲得を得るものの、大政委

任の一方方向性・非遡及性を主張する開港派幕臣方の意志の現れである征夷大將軍の辞任が朝廷に承認されず、その結果、条約締結は天皇權威への従属の下でのみ遂げられる構造が確定した。著者が逆流への潮目の変化が見出すのはここである(一五九—一六三頁)。

第6節「慶応元年一〇月の政変がもった意味」は、徳川政權の天皇からの自立化論が消滅し、そのことが歴史を決定づけたとする。大政委任論が、一方方向性・遡及不可能でなくなったからである。

第7節「武威」の底上げと再編成への道」では、雄藩武士の列強訪問が、技術に学び富国強兵を成し遂げて、武威の範囲を拡大することを目指し、ここに将来の日本の進路も定まったと断定する。大名がやがて実行される版籍奉還・廢藩置県に逆らわなかったのは、打ち続いた海上防備・戊辰戦争の出費が主原因であったとの著者の説明(一六六—一七頁)は、軍役権の解体と兵役制度・戦法の変化との関係を衝いている点で重要である(終章4「国家」と「世界」、そして「信義」と「征夷」で再論)。

ここまでの本書前半部第一〜三章について、批判点をまとめておきたい。欧米列強を見る目が理想化に過ぎはしないかとの評者の懸念は、本書にも、先回りして言えば、同じ「自己完結の世界」を節題の一部にした終章2で、オランダ一七世紀の自画像・集団肖像画の大量作成を指して、「個人主義

と人格賛歌の勃興」(三二二頁)と絶賛し、これを、宗教や理(性)による自己規律を欠き、所屬地・身分・由緒への依存を要する同時代日本と対比しており、さらに、ウエストフリア条約(一六四八年)を、国際関係の平等・互恵性の原則に基づかせるものとして敬意を払っている。しかし、この条約は宗教戦争の終結と、世俗国家の教会に対する関与権を確定した過程的産物であり、条約締結国がそれぞれに内部に抱えていた問題の解決策の一端を承認しあったもので、それに続く西欧・中欧諸国史にはそれぞれ込み入った内部事情と隣国観が交差している。国際均衡を国家間平等と見誤ってはならない。法的には対等に共存しても、中世ヨーロッパのキリスト教共同体とも、アジアの帝國的で同心円的な秩序とも異なり、吸収され、消滅させられる恐れのある新秩序が確立したのである。

それは特にフランスで露わとなる。すなわちルイ十四世は、「近隣諸国とりわけ、ポルトガル、バイエルン、スエーデンは神の祝福に与って、自然的秩序を実現しているから、本来フランスとの同盟を求めるといふ不動の格律(マクシム)が存在する」との固定観念を、一六八〇年代の外交・戦争の支えとした。「ライン＝自然国境説」もそうだが、十八世紀に入っすぐのスペイン継承戦争を起こしたには、「神聖ローマ帝国の皇帝は諸侯の制約を受け続けるであろう」、「オランダは諸国の連合体に過ぎず、総力を結集できまい」、「イギリス国王は議會に足を引っ張られ、縦横無尽に動けまい」との判

断があった。三国について、いずれも幻想であることがわかる。戦争は一三年もの長きにわたり、ルイ十四世は臨終の床で王位継承者に、「戦費支出を控え、民の安寧を図ることこそ第一」と告げざるを得なかった。「国家間対等」は法的建前であったとしても、政治現実は乖離していた。「人種間平等」については、工藤庸子が十八世紀啓蒙期の西インド・アフリカ有色人種への差別意識は薄くとも、フランス知識人が文明化の使命感を募らせていたと説いている<sup>(78)</sup>。

次に第四～第六章について。頁数最多の第四章では、1節でまず、「スピード・効率化・集約と矛盾する近世社会」(一七一―四頁、項なし)で藩論吸い上げの制度的欠如の現実を照らし出し、2節「老中制の構造的問題」(二七四―二八二頁、(1)(2))で、それに対応する既成の中央政治体制のあり方を問う、3節「決断」制度化の試み(1)～(4)と、4節「多数決制の萌芽と「持分」の壁」(二二〇―三頁、項なし)で、体制改善の努力を跡付けたことは重要である。

全会一致制の行き詰まりから、東国大名を政権中枢に迎え、諸侯諮問の組織化、閣僚の部局専任化を伴う多数決採用であった(二二―頁)。著者がここで論及する多数決制は、実はフランス近代代表制原理とも連動するもので、奥が深い。ここでは詳しく触れる余裕はないが、著者に倣って、水野の提案に遭遇した大名自身が、その「持分」意識のために、閣僚(多数決の構成要素)として国政に参加することへの拒否

反応となったこと、加えて、慶喜の朝臣化、畿内政権化があったとした(二二―頁)ことを触れるに留める。この四章4節は五・六章で論じる、幕末公議と維新の改革主体の方針決定への連結ポイントとしても重要で、著者が特定藩に即し論じるところがあれば、それだけ「民意」の動向にも肉薄できたであろう。

第五章では、1節「反幕勢力の公議問題」(二二七―二二九頁)、2節「富国」と「無私」の希求」の(2)王政復古後の対外観と公議、(3)権利の分配要求としての政治活動に続く、(4)横井小楠の系統にみる公議論の構造と3節「公議における衆議と至当性」の(1)言路洞開における至当性の論理と相互矛盾とで合わせて、横井の唱える「公論・衆議一致」、対外膨張を見据えた人心一致を齎す手段と位置付ける。さらに、3節の中の(2)条約勅許と小御所会議における衆議と至当性、4節「大攘夷・一致・公議」(二四六―七頁、項なし)の大久保利通論へと繋げ、徳川辞官を巡る反対派多数の形勢を凌ぐ「至当性」への依拠が、非常手段の採用に鳥羽・伏見の戦いへと踏み出すとする。それは、武備充実・公議の攘夷に、雪崩を打って合流する過程であった(終章5 維新政権への綱わたり、および構造化する欧化と「臥薪嘗胆」でほぼ再論)。

第六章には、1節「議事政体の試みと混乱」、2節「廟堂に(純化)される公議」、3節「明治六年政変における至当性と衆議」、4節「立憲政体・君徳輔導・民選議員」、5節「明

治初年度の公議と維新政権」が配され、さらにこれらを項まで立ち入って考察すると、1節(1)「幕末の議會論」では小御所會議における意志決定システムの不正常さが指摘される。2節(1)で初めて、「公選(入札)」なる語が用いられるが、同(2)では版籍奉還が、公議所から藩許に諮られることなく、また、公議所での論議すら終ずに、大久保らの「政府會議」で進められたとし、同(5)「廟堂における衆議と至当性の統合」で、衆議対至当性の相克が抉出される。

ここで、読者にはおそらく聞き馴れない「至当性」の論理について評者なりの説明を加えておきたい。至当性とは、目的としての意志の国家的集約性のことと思われ、それが「衆議」というもう一つの客観的要請と緊張関係に立つ、というのである。衆議とは目的に到達するまで議論を尽くす過程を指すから、そのように理解すれば、近年、特に関心の高まっている公共性論とも交わることになる。

2節(6)と3節(2)では、その衆議派と至当性派の調停者として、公選内閣の中核たりえた三条実美の力量に新しい解釈が施される。3節(3)(4)では、韓半島への遣使派(西郷)と反遣使派(大久保、木戸)により、公議が分裂するが、それは攘夷実行論と先送り論の相違であるとし、この明治六年の政変が公議の再編過程を齎した。それが4節(1)(2)で取り上げる立憲政体、上奏・君徳補導と、(3)で論じる民選議員の設立への動きとなる。5節(項なし)は、幕末公議論の帰着点としての俯瞰図を示し、ここまで著者が

螺旋形に展開してきた行論の環を閉じる。

この第四、五、六章の共通論点は、公議の捉え方にあるが、四章はそれが江戸幕閣、五章は倒幕派、六章は維新政府樹立後の廟堂での審議を対象としている。公議、衆議の語が節題・項題に頻出し、著者がどれだけその生成と変遷を重視したかを物語る。公議は会議体設定の場合、衆議はそこでの意見集約のあり方を指している。もちろん、幕閣と倒幕派勢力の結集体という、当時で言う公論 opinion publique 概念から見てさへ狭いもので、日本近世特有の構造を抱えているが、状況を自覚する社会層の意見表出のあり方を著者は問うており、評者が強い関心を抱く公共圏論に近い。

この章は総じて、三谷博「維新政治史の研究」とも突合せ可能な部分で、同氏が幕末における「参政権」の拡大運動から、明治立憲制への道筋を肯定的に見据えた(同氏、論文「特に三〇頁」)のに比し、奈良氏は「維新期の公議は天皇の地位画定と共に、衆議を抑え込むことにより、未来の攘夷を方向づけた」とする。それだけに、三谷氏との対話が望まれよう。

### 総評 (一) 比較史の二方法—共時と通時

「序章」に還りつつ総評を述べたい。序章は、著者が比較史の重要性を強調する場であるが、それは十分展開されたか。著者は比較史を、「変革主体の感性への埋没から、バイアスのかかった解釈上の修正を免れる方法」と規定し、ドイツを事例に説く。すなわち幕府を、一八五〇・六〇年代プロイセ

ン王国の小ドイツ主義に準え、倒幕派が朝廷、諸藩下級武士・草奔の士を加えて体制構築を描いたことを、オーストリアの大ドイツ主義に似るとする。これは共時の視点である。しかも、ドイツ統一が地方分権の構造を二〇世紀まで留めたことを、明治維新の一挙の集権化と対比させる（序章―4節、明治維新の謎と〈癒し〉からの脱却」（二〇頁）、5節「無意識の感性・比較史の視点・江戸時代論」（二五頁）。

けれども明治維新とフランス革命には、統一と同時進行的に、領有権の廃止に見られる土地改革のような基本的変革があった（具体内容は異なるとはいえ）が、一八七一年に向けてのプロイセン王国には他邦国との関税の統一実績はあれ、一八四八年に土地改革は落着（結果は日・仏いずれとも大いに異なるが）していた。比較史には、一八七〇年前後の国家統一を彩ったナショナリズムを掴む同時代史的視点が確かに大切であるが、それと並んで、各国を通時的に見て節目となる時代の質を類比することもまた重要である。

## （二）「国民国家論」「講座派マルクス主義」批判について

評者もまた「国民国家論」批判に立ち、著者の言う「建国神話」の克服の呼びかけに賛成である。けれども、建国神話を取り入れた、典型的な国民国家論と思われる所功氏の古代復帰論的な明治維新論と著者はどう向き合うのか。所氏による五箇条の御誓文への言及は、本書第六章との絡みで論じる余地がある。この章は、領主制の解体にあたる版籍奉還を、

2節の（2）で、藩主層の無抵抗の理由を添えて論じている（二六六―二七〇頁）のであるが、国民史観批判を言うなら、少し所氏にも向き合って欲しい。同氏編『五箇条の御誓文』関係資料集成』（原書房、二〇一九年）所収、編者解説での由利公正の原案と横井小楠の影響、福岡孝弟の改訂と木戸孝允の修正、御誓文と一緒に下された御宸翰、御誓文に基づく政体（官制）改革を奈良氏がどう読んだか。というのも、所「解説」と奈良著項題の間には、「解説」1での横井小楠に関して、奈良氏には、第五章2節「富国」と〈無私〉の希求」の（4）横井小楠の系統に見る公議論の構造」の、これと相容れない記述があるからである。

木戸については、本書は第六章1節4）の「東北戦争後の公議と文明論の受容」に留まり、評価の点では、第六章3節（3）反遣欧使の動向、二八六―二七頁）でも厳しいままであるが、かれは福岡孝弟の五箇条の御誓文原案「天皇と列侯の〈会盟〉」に三条実美と共に反対し、これを修正し、「広く会議を興し」とした「解説」2一九〇―二頁）。これから見ても、木戸思想の、過去の体制からの飛躍は小さくないと推定される。

講座派マルクス主義については、昭和四〇年代のことを掘り起こしたい。この年代末まで、「明治維新は幕末支配層内部の抗争の産物に過ぎず、明治天皇制は復古号令下に生まれた絶対王政で、昭和日本は軍封的帝国主義」との議論が根強かった。奈良氏の舌鋒はここには向けられないのか。著者は

水戸攘夷論を単に復古主義的神国思想・鎖国の固持のみでなく、藤田東湖のような「外国へ打って出る着想」も表裏の關係であったとし、昭和の大アジア主義に接合させる。けれども日本が揺籃期に夢見た海外飛翔と、成人に達してからのアジア共栄圏構想とは同じものか。著者は開明派幕臣層を掘り起こして確かに講座派批判を果たしたが、底流になおその余韻を残してはいないか。

## (二) 貴重な副産物——日仏近世は礫岩国家論に妥当するか？

とはいえ、著者の幕政分析からは貴重な副産物を引き出すことができる。西洋近世史の最近の研究動向を見る時、その感が強い。直言すれば、江戸幕藩体制は割拠体制 *particularisme* とは程遠く、そのイメージがついて廻る「礫岩国家論」や、特権中間団体に絶対王権が最後まで全面依拠していたとする社団国家論で把握することには無理がある。この弊に本書は陥っていない。末期江戸幕府は大局的には、仏絶対王政末期に似て、「啓蒙専制」への傾斜を孕んでいる。慶応三年(一八六七年)のバリ万博博覧会に薩摩藩が独自コーナーで出品したことは、末期幕藩体制の礫岩性を示すのではなく、幕府・薩摩それぞれの変貌過程の一コマなのである。この万博派遣使節の指名方式に、老中小笠原長行の「多数決」による衆議の実践までを著者が掘り起こしている(二〇八頁)ことも付言しておこう。

幕府権力は初期・最盛期を通して、藩権力の自律性を保障

したのではなく、藩政介入権すら有した。この幕府の一定の主導性が末期においても動揺こそすれ、喪失せず、開明幕臣層に「国家を背負う」気概を抱かせた。そのことは幕府内の条約派の台頭を指摘した第四章の、一橋慶喜が東北諸藩との間に公議体制(譜代・外様の格差を超えた藩代表格による東国合議論)を築こうとしたことの論証で掬い取られている。

公武合体の体裁を取ろうとする将軍後見人への開明奉行・目付層の不信が起るが、国政主導権を堅持しようとすることでは重なり合っている。水野忠邦の天保改革が、徳川本家を日本国家の中核に置いて集権化に重心を移し、阿部正弘が開国の是非を諸藩に問うべく、親藩と外様の代表格を幕政に引き入れ、合意体制を固めようとしたのも、その先駆けであった。桜田門外の変以後ですら、水戸筑波党追討のように一定の余力を残している。「閣僚(啓蒙専制)の色彩を示しつつ、延命の跡が認められるのである。柴田三千雄氏が辿り着いた革命前史研究も、ネッケルの続投(一七七七—八一年と一七八八年)に象徴されるように、王政改革との継続局面として捉えることができる。公武合体の体を取ろうとする慶喜は、主導権を巡る雄藩との対立が露呈しただけでなく、開明奉行層からの不信を浴び、混迷を深めるが、これもルイ十六世が啓蒙閣僚を十分後援せず、両者間に隙間が生じていたことと近似する。

#### (四) 評者の明治維新解釈による試答

では、幕末の夷狄思想が明治維新の排外思想を生み出したとする著者に、評者が同調を躊躇う理由は何か。それには、①「排外思想」の中身Ⅱ思想史そのものの精査、②人的系譜の探求Ⅱ条約派開明幕吏と雄藩志士の思想・行動に共有されるものの発見、最後に③明治維新がいつ終結したかを問う必要性Ⅱ歴史的個体としての明治維新の把握の必要性の三点があろう。

①については、三谷氏が越前を中心に藩政局と幕政との関連を問うことで薩長史観の相対化を図りつつ、幕政から維新政府への公議の仕組みの重要な変遷を考察している。それが幕末と維新との分水嶺となるが、開国論の中には確かに戦略的思考に基づくものがあつたにせよ、まるごと攘夷論の華夷秩序と同一基盤に立っていたとばかりは言えず、同氏に倣つて、その背後に現状維持派と現状打破勢力間の抗争の芽があると理解したい。同じ脈絡で、「征韓論」も問われるが、町田氏が指摘するように、西郷留守政権の位置づけが明治六年政変の再把握に必要で、「西郷Ⅱ征韓論」に強い留保をつけた毛利敏彦著『明治六年政変』（中公新書、一九七九年）、Ⅳ・Ⅴが考慮されるべきではなからうか。征韓論そのものに疑念を呈する川道麟太郎著『西郷「征韓論」の真相』（勉誠出版、二〇一四年）もある。

次の②については、幕吏として安政の遣米使節（一八五九年）、文久の二度の遣欧使節（一八六〇年）団員であつた福

地源一郎が明治政府批判で逮捕されたが、木戸により釈放され、大蔵省出仕を果たし、岩倉渡欧使節団に加わつてい<sup>15)</sup>。

慶喜に長州軍迎撃を説得して失敗し、有能さを西郷から警戒されて処刑された小栗上野介忠順は別としよう。また、井伊大老期に五か国との条約締結の後、作事奉行の閑職に追いやられ、桜田門外事件後、公生活から身を引いた岩瀬忠震については問えぬが、横浜開港談判の記録書記を勤め、幕府遣欧使節団、パリ万国博覇権使節団に加わつた田辺太一は、外国方として経験認められ、神奈川から横浜開港へ尽力し、明治四〜六年には外務省一等書記官・外務少丞として岩倉具視欧米使節団に加わつた後、台湾出兵の事後処理として清政府との交渉を補佐している。戊辰戦争で榎本と共に戦つた最後の箱館奉行永井尚志は、明治五年に開拓使御用掛として政府に出仕し、元老院の大書記官になつてい<sup>16)</sup>。同じ直臣層には、慶喜に従つていったん駿河藩に召し抱えられ、さらに静岡藩へ移住した勝海舟、杉浦謙、前島密、洪沢栄一らは新政府に出仕し、殊に沼津兵学校の頭取、西周は議題草案で名を成している。渋沢は小栗忠順が江戸幕府の勘定役としてしたこと<sup>17)</sup>を、在洛・駿府藩の慶喜家産経済で試みたのではない

か。またある。第五章2節(4)で取り上げられた横井小楠は、松浦玲氏によれば、前藩主慶永に『国是七条』を建築し、京の全国会議構想と「真の開国」を求めている。かれは明治元年、政府参与を命ぜられた翌年、攘夷派残党により暗殺され

る。著者は横井をも対外雄飛の名で、攘夷派に含めたままであるが、それでよいか。明治政府内での岩倉・桂らと田辺・西らの間には主・副の落差があることは否めず、これこそが維新の性格を物語っているのだが、それでも横井らを「変節」とするわけにはいくまい。三谷氏も、「小楠は家茂將軍の上洛を、尊皇派の意図とは逆に、開国への転機とし、天皇親臨でそれを実現する計画であった」とする。やはり攘夷派に暗殺された大村益次郎についても、「同じ穴の貉」論には陥るまい。明治政権の「対外雄飛」に拘るあまり、「攘夷派」内の質的な相違を過小評価すべきではなからう。

最後に③であるが、「思想的悪弊」を、そのまま昭和初期に持ち込むのではなく、明治維新时期と昭和十年代との時代の質の相違を探ることが大事でないか。天皇制に絞っても、明治変革期の天皇制は揺籃期であり、まもなく傳育が重要課題となるにせよ、統帥権論争や天皇機関説に塗れる時代とは異なる。維新时期憲政から隔たつて社会・経済構造のどんな変貌の上に、昭和五年以後（一九三〇年代）の全体主義・軍国主義が台頭するのかを、天皇制の変容を加味しつつ論じることが出来るからである。日本資本主義の伸長と危機への直面、名望家支配的な社会像から、ファッシズムへの素地をはらむ大衆社会への転換（社会・公共空間）の変化、政治・外交上の状況変化への観察が必要とならう。「明確な理念（革命目標）が不在のまま始まった政局が大規模な社会変動にまつつながった」維新の特質を指摘するのであれば、明治から

昭和への社会変動の大きさにも気づくはずである。<sup>20</sup>

最後に、技術的なことについて付言したい。著者の使用タームには、第六章4節（5）の「複数の水脈の合流地点として一元的集権制の構築過程を追跡した」のように、やや難澁なものも含まれる。ただ評者は、容易く難解と言いつつ自ら「規範主義」や「至当性」の表現に対するように、自ら手で理解に努めたつもりである。

注意深い読者は気付くであろうが、著者は章・節建てに沿って、幕末から維新の史的プロセスを堅実に踏んでおり、論の運びも、第一・二・三章で展開した公議や民意のことが確実に第四・五・六章で引き継がれている。それにつけても、日本近世・近代史をこの書から学ぼうとする時、終章6節「近代日本とは何か」で示す、「精神の保守性が、現実社会のすべてを解体し組み直す革新性を生み出した」という逆説を目的の当たりとして、読者は「もつと深く失望せよ」と論ざれているように、寂寥感が残る。けれども、重苦しさや寂寥感の漂うこの書が、深い思索と幾多の先行研究の成果を精査・消化した結晶であることはまちがいない。

註（1） 桐原健真『吉田松陰の思想と行動—幕末日本における自我認識の転回—への著者による書評『明治維新史研究』第八号

二〇一二年）三九—四七頁も参照。

（2） 片山杜秀『近代日本の右翼思想』（講談社選書メチエ、

二〇〇七年)もある。同『尊皇攘夷―水戸学の四百年』(新潮社、二〇二一年)は、幕末期と昭和十年代を貫く思想として、水戸脱藩浪士によるオールコック襲撃、井上聞多、大村益次郎暗殺と二・二六事件の背後の神国思想を挙げる。

- (3) 町田『日本史研究』六八五号、二〇一九年、七三―一八〇頁、今井『明治維新史研究』第一九号(二〇二一年)六〇―六七頁、特に六六頁。

- (4) 拙評『史学研究』第二七四号、二〇二二年、八二―九〇頁。

- (5) 田辺太一著『幕末外交談1』、坂田精一訳・校注、平凡社、一九九六年、二〇〇―二二七頁。麓慎一『幕末・維新时期における帝政ロシアと日本』、『講座明治維新第一巻、世界史のなかの明治維新』所収、一〇八―一二六頁。

- (6) 委任の「一方向性・不可逆性」は、仏王権と高等法院、国民議会宣言直後の議員と選出母胎(バイヤージュ)の関係に、それぞれ固有の脈絡で現れる重要問題。拙稿「フランス絶対王政改革と幕藩体制―末期史の類比研究」、明治維新史学会編、『講座明治維新第12巻、明治維新研究の諸潮流』所収、二九二頁。

- (7) A. Loussy, *Maxims of State, Louis XIV's foreign Policy in the 1680s*, in: M. Thomson, *William III and Louis XIV 1689-1697* (Liverpool, 1968). 対英敗戦理由の内省が啓蒙思想誕生の温床となる。工藤庸子『ヨーロッパ文明批判序説―植民地・共和国・オリエンタリズム』東京大学出版会、二〇〇三年。

- (8) 英仏間の日本の国制に関する認識差についても、A. コルナイユ著、矢田部厚彦編訳、『幕末のフランス外交官―初代駐日公使ベルクール』(ミネルヴァ書房、二〇〇八年)一六二―一八頁。F. V. デイクエズ、高橋健吉訳『パークス伝』(東洋文庫、一九八七年)、第三章・五四頁。田口由香「イギリ

ス史料による末期(攘夷)の考察」長崎大学教育学部紀要』第四二号、八一―八六頁)。長州藩英国留学組へのインタヴュー回答を聴いて、パークス公使はもはや幕府が独自判断を下せないと思われ、幕府に代えて天皇に政権を戻すことに事態の打開策があると認識し始めた。ロッシュ公使は、『山口県史・史料編・幕末維新7』、五二六頁。全権公使ロッシュ覚書・一八六四年十一月一日、一〇一―一〇一頁。R. Sims, *French Policy towards the Bakufu and Meiji Japan 1854-95*, Richmond, 1998, pp. 48-72. なお、寺本敬子『パリ万国博覧会とジャポニスムの誕生』(思文閣出版、二〇一七年)、第二章「外交の場としての万国博覧会」は、日本の参加を巡る英仏の轄当てを詳論。一〇九―一二二頁。

- (9) 三谷博「維新政治史の研究」、前掲『講座・明治維新・第12巻』所収、六一―七一頁。

- (10) 望田幸男『比較史の方法と意味』(立命館大学政策科学)第十一巻三号、二〇〇三年、三〇九―三一八頁。

- (11) 所前掲「解説」2一九〇―二二頁。松尾正人「木戸孝允」(吉川弘文館、二〇〇七年)。五箇条御誓文第一・五条は福岡案を木戸が修正したもの。二三―二四頁。ただし(16)も参照。

- (12) 近藤和彦・古沢大輔編訳『礫岩のようなヨーロッパ』(山川出版社、二〇一八年)。妥当するブリテン連合王国・神聖ローマ帝国・西・波・瑞・北欧(七二―一〇一頁)と仏・日とは、区別されるべきではなからうか。仏のリシユリユ期も、同書からは両面性があると判断できる。六七、七七頁。

- (13) 前掲拙稿「フランス絶対王政と幕藩体制」二六七―九頁。山本博文「幕藩制の成立と近世の国制」(校倉書房、一九九〇年)、三二一―三三九頁。鈴木正幸「主権国家・国民国家・日本近代国家」鈴木・水林彪他編『比較国制史研究序説』柏

書房、一九九二年）。慶喜慶応政権は「幕府専制」と一概に規定しがたい。「フランス絶対王政改革と幕政末期改革—内政構造の類比的的研究」『中国四国歴史学地理学協会年報』第十四号（二〇一八年）、五五—五九、六五—六七頁。

(14) 柴田三千雄著、福井憲彦・近藤和彦編『フランス革命はなぜおこったか』（山川出版社、二〇一二年）、特に一三八—一四五頁。一七八一年のネットケルの限定的地方議会導入、八八年のラモワニオン司法改革の意義が正しく示されている。(12) 編著の礫岩国家説には、同一編者の手に依りながら、王政改革の意義の軽視、近代への転換に礫岩国家崩壊を齎したジャコバン革命の重視が暗示され、そのため、ナポレオン統領政に至る革命収拾段階の説明回避が危惧される。

(15) 福地源一郎は、田中彰著『岩倉使節団「米欧回覧実記」』岩波書店、一九九四年）の使節団中に、一等書記官（大蔵省出仕、旧幕臣、のち政府系新聞記者・衆議院議員（九頁）として名がある。岡安儀之「公論の創造 国民の誕生—福地源一郎と明治ジャーナリズム」（東北大学出版会、二〇二〇年）、二七頁。

(16) 小栗は小川恭一編『寛政譜以降旗本百科事典』東洋書林、一九九七年、第一巻、六九六頁。高橋敏「小栗上野介忠順と幕末維新」、岩波書店、二〇一三年、発掘人脈は明治期まで生きる。三三—四六頁。盟友栗本鋤雲は、目付から一八六五年に外国奉行フランスご用達（事実上の公使。維新後、ジャーナリストとして発言。同『事典』、第二巻、一〇二五頁。沢は、武田晴人『渋沢栄一』（ミネルヴァ書房、二〇二一年）、十三—二二頁。広義・狭義ともに攘夷を捨てたと見るべき。岩瀬は、小野寺龍太『岩瀬忠震』（ミネルヴァ書房、二〇一八年）二七六—二八一頁。小川前掲事典、第一巻三七六頁。田

辺太一は（9）の他、田中彰著『岩倉使節団「米欧回覧実記」』岩波書店、一九九四年）、九頁。付表二二—四頁。のち、元老院議員・貴族院議員。

(17) 高村直助『永井尚志』ミネルヴァ書房、二〇一五年。永井は大政奉還の折、後藤象二郎と緊密に接触。鳥羽伏見の戦いに加わり、帰府後箱館奉行。入獄を経て左院少議官、明治八年、元老院権大書記（職員系）に。岩瀬と同系。二八一—七頁。田村貞雄編『徳川慶喜と幕臣たち—十万人静岡移住その後』、静岡新聞社出版局、一九九八年、四—二五頁。

(18) 松浦玲「横井小楠—儒学的正義とは何か」朝日新聞社、二〇〇〇年、一九一、二〇九頁。清水多吉『西周』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）一〇四—一五頁。西周は慶喜將軍側近の目付で、民選議院設立建白書では明六社中道派の立場をとる。

(19) 三谷前掲書、四二—四五頁。

(20) 佐々木寛司「時期区分の視座と方法—明治維新の時期に関連して—」（明治維新史学会編『幕藩権力と明治維新』吉川弘文館、一九九二年）所収、二五四頁。「明治維新—近代化の第二段階」（『学習院史学』三六号、一九九八年）一七三—四頁。

（A5版、有志舎、二〇一八年九月一八日）三二六頁。

二六〇〇円＋税別

広島大学客員教授